

お客さま 各位

北見信用金庫

## 長期間お取引のない預金口座のお取扱いについて

平素より 北見信用金庫 をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、お客さまが保有する長期間未利用となっている口座が金融犯罪に使用される事象が増加していることにもない、当金庫では、令和3年(2021年)3月1日付で「未利用口座に関する特約規定」および「休眠預金等活用法に関する特約規定」を改定し、同日以降、長期間お取引のない預金口座について、下記のとおり「預金取引の停止」または「預金口座の解約」をさせていただくこととしました。

当金庫では、今後とも金融犯罪の防止に向けて取組みしてまいりますので、未利用口座の削減についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 預金取引を停止させていただく口座

##### ①. 次に該当する口座が取引停止の対象となります

- ・預金種目が「当座(勘定)預金」「普通預金」「貯蓄預金」「納税準備預金」
- ・最後のお取引から10年以上お取引(対象口座の利息組入れを除く)がない口座

##### ②. ご注意いただく点

- ・お取引を停止した場合、お預入れ・払戻しのほか、振込入金・口座振替のお取引も停止となり、原則として口座の再利用はできません。(ご解約のみとなります)
- ・通帳・印章の喪失等により、ご利用を停止している口座も対象となります

#### 2. ご預金を解約させていただく口座

##### ①. 次に該当する口座が解約の対象となります

- ・預金種目が「当座(勘定)預金」「普通預金」「貯蓄預金」「納税準備預金」
- ・最後のお取引から5年以上お取引(対象口座の利息組入れを除く)がない口座で、かつ「残高が0円」の口座

##### ②. ご注意いただく点

- ・解約させていただく場合は、あらかじめお届けのお名前、ご住所に通知させていただきます
- ・口座解約にかかるお客さまによるお手続きは不要です
- ・ご解約により、お手許の通帳・キャッシュカード等は無効となります
- ・解約口座の再利用はできません(新たな口座開設の申込をすることはできます)

※ 未利用口座の取扱いに関して変更がある場合は、当金庫のホームページ等でお知らせいたします。

※ ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

## 未利用口座に関する特約規定

- 一定期間以上ご利用されていない預金口座については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年12月1日公表)

お客さまからお預かりしているご預金のうち、一定期間以上ご利用されていない口座（以下「未利用口座」といいます。）につきましては、本規定に定める要件にもとづき、毎年一定の期日において「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、未利用口座のうち長期間未利用の口座については、当該口座のお取引を停止、または解約させていただきます。別に定めるご預金等にかかる規定の特約事項として、お客様に合意いただく事項は次のとおりです。

### 1. (特約条項を適用する規定)

この特約規定は、ご契約いただいた預金等にかかる別に定める次の規定に適用します。

- (1). 当座勘定規定
- (2). 普通預金規定
- (3). 総合口座取引規定
- (4). 通帳レス口座に関する特約規定
- (5). 貯蓄預金規定
- (6). 納税準備預金規定

### 2. (未利用口座の範囲)

- (1). 最後にお預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（以下「お取引」といいます。なお、当該口座にかかる預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2). 前項の口座のうち、通帳・印章等の喪失等によりご利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

### 3. (未利用口座管理手数料)

令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座および通帳レス口座を含みます。）が未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

- (1). 当該口座にかかる、お届けのお名前・ご住所宛に通知を発信します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2). 前項の通知を発信した月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3). 前項の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできることとし、引落した当該手数料はご返却いたしません。
- (4). 前項の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座残高を0円とします。
- (5). 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のご負担を免除します。
  - ①. 未利用口座の預金残高が1万円以上の場合
  - ②. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、生命保険、損害保険等のお取引がある場合
  - ③. 未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引がある場合

### 4. (未利用口座の取引停止)

- (1). 未利用口座のうち、最後のお取引から10年以上お取引がなく、かつ預金残高が1円以上の口座については、当金庫は預金者等に通知することなく、当該口座のお取引を停止（以下「取引停止口座」といいます。）できることとします。
- (2). 取引停止口座は、お預入れ・払戻しのほか振込入金・口座引落しも停止となります。
- (3). 取引停止口座は、預金者等のお申出により解約することができます。
- (4). 取引停止口座は、再利用（ご解約以外のお取引）することはできません。ただし、当該預金債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われた場合を除きます。

## 5. (未利用口座の解約)

(1). 未利用口座が次に該当する場合、当金庫は預金者等に通知することにより、当該口座を解約できることとします。

①. 第3条により未利用口座管理手数料をご負担いただく口座のうち、残高が0円の口座（第3条第4項により0円となった口座を含みます。）。

②. 最後のお取引から5年以上お取引がなく、かつ預金残高が0円の口座。

(2). 預金者等への通知は、お届けのお名前・ご住所宛に発信します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3). 第1項による口座解約にかかる預金者等によるお手続きは不要です。

(4). 第1項により解約した口座の再利用はできません。

## 6. (規定の変更)

(1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和3年3月1日現在)

## 休眠預金等活用法に関する特約規定

- ・「休眠預金等活用法」にもとづく各種預金・積金については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年12月1日公表)

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金等(以下「休眠預金等」といいます。)につきましては、毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきます。

また、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

別に定めるご預金等にかかる規定の特約事項として、お客様に合意いただく事項、およびお客様から委任いただく事項は次のとおりです。

### 1. (特約条項を適用する規定)

この特約規定は、ご契約いただいた預金等(以下「当該預金」といいます。)に係る別に定める次の規定に適用します。

- (1). 当座勘定規定
- (2). 総合口座取引規定
- (3). 普通預金規定
- (4). 貯蓄預金規定
- (5). 納税準備預金規定
- (6). 通知預金規定
- (7). 定期預金規定集の共通規定
- (8). 定期積金規定

### 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1). 当該預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①. 当金庫ウェブサイト「休眠預金等のお取り扱いについて」に掲げる異動が最後にあった日
- ②. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。  
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- ④. 当該預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2). 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続定期預金にあっては、初回満期日)
- ②. 自動継続定期預金にあっては、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
  - A. 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
  - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

### 3. (総合口座取引の異動事由)

総合口座にあっては、総合口座取引における預金のいずれかについて、将来における債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

#### 4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1). 当該預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき当該預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2). 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じて当該預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。  
この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3). 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ①. 当該預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ②. 当該預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4). 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①. 当金庫が当該預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②. 当該預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③. 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 5. (預金取引の停止)

第4条第1項により、当座勘定・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金について預金保険機構に納付し、当該預金に係る債権が消滅した場合、当金庫は当該預金取引を停止することができるものとします。

預金取引を停止した場合、お預入れ・払戻しのほか、振込み・口座振替による取引も停止し、原則として預金口座を再利用することもできません。

#### 6. (通知方法)

当該預金について、第2条に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。

#### 7. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和3年3月1日現在)